

— みんなで知ろう 読書の楽しみ —
— 自らひらこう 豊かな世界 —

第四次国立市子ども読書活動推進計画

令和6(2024)年度 ~ 令和10(2028)年度



令和6(2024)年4月

国立市教育委員会

第四次国立市子ども読書活動推進計画 目次

はじめに	… 1
◎ 第四次国立市子ども読書活動推進計画の策定に当たって	
I 第三次国立市子ども読書活動推進計画の検証と課題	… 2
1 計画の検証（成果と課題）	
(1) 子どもの成長過程に応じた多様な読書機会の提供	
(2) 子どもを取り巻く読書環境の整備	
(3) 関連機関の連携緊密化	
■ 第三次国立市子ども読書活動推進計画事業の点検評価	
II 第四次国立市子ども読書活動推進計画の基本方針	… 9
1 計画の位置付け	
2 計画の期間と対象年齢	
3 国・東京都の動向	
(1) 国の動向	
(2) 東京都の動向	
4 国立市における子ども読書活動	
(1) 子どもの読書状況調査	
(2) 国立市内の関連施設における活動状況	
5 計画の基本方針	
(1) 成長段階に応じた読書習慣の形成	
(2) 子どもの読書活動を推進する環境の整備	
(3) 多様な子どもたちの読書活動の推進	
III 第四次国立市子ども読書活動推進計画	… 22
1 第四次国立市子ども読書活動推進計画事業一覧	
2 計画の実現に向けて	
参考資料	… 27
資料1 子どもの読書活動の推進に関する法律	
資料2 国立市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	
資料3 策定委員会委員名簿	
資料4 策定委員会開催経過	
資料5 図書館児童サービスの現状	
資料6 図書館蔵書資料数・貸出数	
資料7 子ども読書活動事例紹介	
資料8 市内公立小中学校 読書に関するアンケート調査結果	

はじめに

◎ 第四次国立市子ども読書活動推進計画の策定に当たって

子どもの読書活動は、「子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（平成13<2001>年の「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条）です。

近年、インターネットやスマートフォンなどによる様々な情報メディアの発達や普及により、本によらずとも簡単に情報を得ることができるようになるなど、子どもを取り巻く環境は大きく変貌しています。こうした変化を受け、子どもが読書する機会や文章を書く機会が減少し、読書離れや活字離れが指摘されているところです。

本市における子どもの読書活動は、図書館のみならず、地域の文庫活動などによって生まれ現在に至ります。およそ50年前から家庭、地域、学校、図書館などの公共施設といった市内の様々な場所で子どもと本が出会う機会が提供されてきました。本を通じて多くの良好な文章に触れることや、語彙力や文章能力を高めること、自分の将来に夢を持ち、自己実現を図っていくことなど、本の持つ多くの可能性を地域全体で伝えてきました。読書機会はすべての子どもたちに等しく与えられるべきものであり、図書館は、今までの貴重な歴史を継承し、子どもたちの個性に適した資料が提供できるよう、さらなる充実に努めていくところです。子どもが読書を通じて自ら知識を獲得する習慣を身に付けることは、将来の主体的な学習活動につながることから重要です。そのような点からも、本計画ではあらゆる機会をとらえ、子どもたちがそれぞれ自分に合った形で、読書を楽しめる環境づくりを推進していきます。

「第四次国立市子ども読書活動推進計画」では、国や東京都の計画及び「国立市総合基本計画」その他関連する計画と整合性を図りつつ、これまでの計画の成果を引き継ぎ、子どもに関わる様々な機関や市民の方々とともに、子ども読書環境の整備と充実に努めて参ります。

結びに、本計画の策定に当たり、パブリックコメント等にご協力いただきました市民の皆様や、貴重なご意見等をいただきました図書館協議会委員をはじめとする関係機関の方々に心より御礼申し上げ、本計画の前文とさせていただきます。

令和6（2024）年4月
国立市教育委員会

I 第三次国立市子ども読書活動推進計画の検証と課題

1 計画の検証（成果と課題）

第三次国立市子ども読書活動推進計画（以下「第三次計画」という。）においては、（１）子どもの成長過程に応じた多様な読書機会の提供、（２）子どもを取り巻く読書環境の整備、（３）関連機関の連携緊密化を基本方針に掲げ、それぞれの方針に沿って、重点取組とした６項目を中心に事業の推進を図りました。

（１）子どもの成長過程に応じた多様な読書機会の提供

この方針においては、子どもの年齢やそれぞれの読書経験に適した多様な読書の機会を提供できるよう、図書館をはじめとする市内公共施設での読み聞かせやおはなし会の実施、乳幼児向け、小学生向けのブックリストの作成などの事業を実施してきました。

しかしながら、東京都の調査における国立市の小学生の不読率は、上昇傾向にあり、全国的にも子どもの読書離れが進んでいる状況があることから、引き続き読書に触れる機会を提供し、主体的に読書に興味・関心を持てるような取組の展開が課題となっています。

（２）子どもを取り巻く読書環境の整備

この方針においては、子どもの読解力や想像力等の能力を育む一助となるよう、読書の機会を提供できる環境の整備に努めました。

図書館では、公民館への児童書の団体貸出や滝乃川学園児童部、特別支援学級等での読み聞かせを開始したこと、市立小学校では様々な読書推進活動を実施していることから、一定の成果は得られたと考えられますが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、学校の休校や図書館の閉館があったことなどの影響により、子どもを取り巻く読書環境の様々な変化を受け、読書習慣も変化している可能性がみられています。

（３）関連機関の連携緊密化

この方針においては、子どもに関わる施設やその職員、あるいはボランティア等の各種団体間との協力・連携により、事業の継続及び拡大を図りました。

市内小・中学校との情報共有や、市内教育関連施設を対象に行う児童書リサイクル、読み聞かせのボランティア派遣等が主な成果となっています。

コロナ禍による一時休止や縮小など、従前どおりに戻せていない事業があることや市内に新たな施設や機関もできたことから、今後も事業連携の機会をとらえ、子どもが読書に触れる機会を広げるよう努めていきます。

■第三次国立市子ども読書活動推進計画事業の点検評価

第三次計画では、子どもの読書活動推進を目的とした39事業の実施を掲げました。各事業の達成状況と、実施内容の点検・検証をふまえた今後の方向性の評価については、以下の一覧表のとおり（達成：34事業、一部達成：5事業）であり、全体としては概ね目標を達成しています。

39事業のうち、「オリンピック・パラリンピック関連事業の実施」以外は、読書活動の基幹となる事業のため、第四次国立市子ども読書活動推進計画（以下「第四次計画」という。）においても継続事業として実施していきます。

また、「一部達成」とした事業については、その理由として令和2（2020）年1月頃から流行を始めた新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、様々な読書関連事業が休止、縮小するなど、計画通りに進められない状況であったことが挙げられていました。現在では徐々に再開はしているものの、まだ完全には再開していない状況にあります。

このように、第三次計画期間中においては「コロナ禍」というのが、大きく影響していますが、子育て支援課では、読み聞かせボランティアの受け入れができない中、「出張子育て広場」において、子ども家庭支援センターの職員が絵本の読み聞かせを実施し、図書館では、保健センターでの3・4ヶ月検診時に実施している「ブックスタート事業¹」において、感染拡大防止のため絵本の配布のみを実施するなど、その時の感染状況に応じた事業を実施してきました。

【第三次計画事業 点検評価一覧表】

■ 方向性の基準

- A（事業内容の更なる向上を図る）
 B（事業を継続実施する）
 C（事業内容の見直しを検討する）
 D（事業の統廃合、転換を図る）
 —（事業終了または対象外）

対象	第三次計画事業名及び内容	担当課	達成状況	方向性 (第四次計画 事業番号)
乳 幼 児	1. 乳幼児向けブックリストの発行・配布（新規） ・図書館職員が選定する乳幼児向け読み聞かせ絵本リスト『えほんをよんで!』の内容を見直し、改訂版を発行する。 ・絵本リストを図書館等の公共施設にて無償配布する。	図書館	達成	B (No. 1)
	2. 乳幼児対象の絵本読み聞かせ事業の実施 ・図書館で乳幼児対象の絵本読み聞かせ事業「おひざにだっこできくえほんよみのじかん」「わらべうたであそぼう」「あかちゃんいないいないばあ」を毎月定期的実施する。	図書館 児童青少年課 子育て支援課	達成	B (No. 2)

¹ ブックスタート事業

1992年にイギリスではじまった読書推進活動の一つ。0歳児のいる家庭に絵本等を無料で配布し、絵本を通した親子のふれあい等を推進する活動。近年、日本でも区市町村の事業として広く実施されている。

乳 幼 児	・学童保育所で行われる「カンガルー広場」や、子ども家庭支援センター等の親子向け事業の中で、定期的に絵本の読み聞かせを実施する。			
	3. 絵本読み聞かせボランティアの派遣 ・図書館の絵本読み聞かせボランティアを公共施設で行われる親子向け事業に派遣し、絵本の読み聞かせ等を実施する。	図書館 児童青少年課 子育て支援課	達成	A (No. 30)
	4. 保育園・幼稚園おはなし会の実施 ・図書館のおはなしボランティアを保育園・幼稚園等の教室に派遣し、クラスの年齢に合わせたおはなし会を実施する。	図書館	達成	B (No. 3)
	5. 乳児健診での親子読書活動推進事業 ・保健センターでの3・4ヶ月健診時に「ブックスタート」(赤ちゃん絵本の読み聞かせと配布)を実施する。	図書館	達成	B (No. 4)
	6. 乳幼児向け蔵書コーナーの設置および広報 ・図書館や学童保育所等の施設蔵書における、赤ちゃん絵本を充実させる。 ・公共施設の絵本設置コーナー(子ども家庭支援センター、児童館、保健センター等の「まちかど絵本棚 ² 」、公民館児童書コーナー、市役所幼児スペース等)について周知のための広報をする。	図書館 児童青少年課 子育て支援課 公民館	一部達成	B (No. 6)
	7. 市内認可保育所等への団体貸出 ・市内認可保育所のクラスごとに団体貸出を実施する。 ・市内認可保育所の保護者会や保護者有志による読み聞かせ団体・勉強会等に対し、団体貸出を実施する。	図書館 児童青少年課 (現 保育幼児教育推進課)	一部達成	B (No. 7)
	8. 絵本の読み聞かせの実施(えほんのじかん) ・2歳以上の子どもを対象にした絵本の読み聞かせ「えほんのじかん」を毎週定期的実施する。	図書館	達成	A (No. 8)
	9. おはなし会の実施(おはなしのじかん) ・5才以上の子どもを対象にした、おはなし会「おはなしのじかん」を毎週定期的実施する。	図書館	達成	B (No. 8)
	10. 小学生向けブックリストの発行・配布(新規) ・図書館職員が選定する小学生向け図書リスト『読んでみようかな』の内容を見直し、改訂版を発行する。 ・子どもの本への関心を促すため、推薦図書リストを図書館等の公共施設にて配布する。	図書館 教育指導支援課	達成	B (No. 9)

² まちかど絵本棚

市内の一部公共施設に設置している誰もが自由に本を手にとって読むことができる本棚。

小学生	11. 小学校学校図書館と図書館の連携 ・各小学校の授業内容やクラス担任の要望等に対応した資料の充実や円滑な団体貸出等につなげるため、図書館職員と学校司書 ³ は、定期的な情報共有や意見交換の機会を設ける。	図書館 教育指導支援課	達成	B (No. 10)
	12. 市立小・中学校への団体貸出 ・学校図書館等を通じて、授業内容に関連した資料等の団体貸出を実施する。 ・市内小・中学校の保護者会や保護者有志による読み聞かせ団体・勉強会等に対し、団体貸出を実施する。	図書館 教育指導支援課	達成	B (No. 11)
	13. 図書館見学会の実施 ・小学2・3年生を対象とした図書館見学会を随時実施する。	図書館 教育指導支援課	一部達成	A (No. 12)
	14. 小学生向け読書リスト作成および参加シートの配布 ・児童の読書意欲を喚起するため、読書イベント「ブックマラソン ⁴ 」を実施する。	図書館 教育指導支援課 公民館	達成	A (No. 13)
	15. 小学校での朝読書の実施 ・子どもたちの読書習慣形成をはかるため、小学校での朝読書を実施する。	教育指導支援課	達成	B (No. 14)
	16. 小学生向け読書週間・読書月間関連事業の実施 ・年2回の読書週間（春と秋）や読書月間について周知し、期間中は読書に関する催しを実施する。	教育指導支援課	達成	B (No. 15)
	17. 学校おはなし会の実施 ・図書館のおはなしボランティアを市内小学校の教室に派遣し、「学校おはなし会」を実施する。また、「学校おはなし会」終了後は、当日のプログラムの配布や紹介した本の貸出を行う。	図書館 教育指導支援課	達成	A (No. 16)
	18. 読み聞かせ、ブックトークの実施 ・学校司書や保護者による読み聞かせを実施する。 ・読書に親しみ、その楽しさや良さを知って読書意欲を養うために、テーマをもとに複数の本を紹介する「ブックトーク」を実施する。	教育指導支援課	達成	B (No. 17)

³ 学校司書

小・中学校の学校図書館で図書に関する業務を行う。各校に専任1名を配置。

⁴ ブックマラソン

市内および図書館協定利用の小学生を対象に、推薦図書リストとすごろくが印刷されたシートを配布し、リストの本を読み終えるごとに図書館ですごろくにスタンプを押してもらい読書イベント。シートは低・中・高学年向けの3種類があり、各シートの図書を全冊読破した児童に賞状を授与する。スタンプラリー形式により読書の達成感等を得やすいことから、子どもの読書習慣形成の一助となることを目的に、平成27(2015)年度から図書館を中心に実施している。

小学生	19. 読書集会・お話し会の実施 ・教職員や子どもたちの推薦図書の発表や読書のアニメーション ⁵ を実施する。	教育指導支援課	達成	B (No. 18)
	20. 小学生向け読書関連事業の実施 ・小学校の長期休業期間等に工作・講演会等の読書や調べ学習に関連した事業を実施する。 ・小学校の長期休業期間中に小学生向けの絵本の読み聞かせを行う。	図書館	達成	B (No. 19)
中学生 (YA世代)	21. YA向けブックリストの発行・配布（新規） ・中高生に推薦する図書を選定し、『YA ⁶ ブックリスト（仮称）』を作成、発行する。 ・子どもの本への関心を促すため、ブックリストを図書館等の公共施設等にて無償配布する。	図書館 教育指導支援課	達成	B (No. 20)
	22. YA向け推薦図書ペーパーの配布 ・YA向け推薦図書ペーパー『YAおすすめブックリスト』を作成する。 ・推薦図書ペーパーを図書館にて配布する。市内中学校については全生徒へ配布する。	図書館 教育指導支援課	達成	B (No. 20)
	23. YAコーナーの設置と運営 ・市内の図書館に中高生向けの図書資料を集めた書架「YAコーナー」を設置する。 ・YA世代の図書館ボランティア「YAすたっふ」を中心に「YAコーナー」を運営し、中高生向け推薦図書の特集やイベント情報の発信等を積極的に行う。	図書館	達成	B (No. 21)
	24. 中学校学校図書館と図書館の連携 ・図書館職員と学校司書は、定期的な情報共有や意見交換の機会を設け、連携を図る。 ・図書館は、各中学校の授業内容やクラス担任の要望等に対応した資料の充実を図る。 また、学校図書館等を通じて、授業内容に関連した資料等の団体貸出を実施する。	図書館 教育指導支援課	達成	B (No. 22)
	25. 中学生による本の紹介事業等の実施 ・YA世代の図書館ボランティア「YAすたっふ」が企画、運営する講演会やワークショップを実施する。 ・中学生による推薦図書の紹介を主題にした展示や発表（ポスターコンクール、本の紹介POPの作成等）を実施する。	図書館 教育指導支援課	一部達成	B (No. 23)

⁵ アニメーション

子どもたちの参加により行われる読書指導の一つ。読書の楽しさを伝え、自主的に読む力を引き出すために行われる。1冊の本を友達やグループでゲームやクイズをしながら楽しむ中で、読解力・表現力・コミュニケーション力をつけていく。

⁶ YA（ヤングアダルト）

おおむね12歳～18歳の若者のことを指す。図書館サービスにおいて、YAは思春期の多感な時期であることから、児童と分けた読書サービスが行われている。

中高生 (YA世代)	26. 中学校での朝読書 ・子どもたちの読書習慣形成をはかるため、中学校での朝読書を実施する。	教育指導支援課	達成	B (No. 24)
	27. 中学生向け読書週間・読書月間関連事業の実施 ・年2回の読書週間（春と秋）や読書月間について周知し、期間中はブックトーク・読書クイズ・群読 ⁷ ・暗唱・読書リストの作成等、読書に関する催し物を実施する。図書委員会等を中心に企画や運営の充実を図る。	教育指導支援課	達成	B (No. 25)
子ども読書活動のサポート事業 (子ども対象)	28. 様々なしょうがいを抱える児童への読書支援(新規) ・しょうがいのある児童の読書活動を推進するための読書支援策を検討する。 ・知的障害者施設・滝乃川学園児童部の子どもたちに対し、図書館の福祉施設訪問ボランティアが絵本の読み聞かせ等を行う。	図書館	一部達成	A (No. 26)
	29. 特別支援学級等での学校おはなし会の実施(新規) ・特別支援学級に通う子どもたちに適したおはなし会プログラムを作成し、図書館のおはなしボランティアによる「学校おはなし会」を実施する。	図書館 教育指導支援課	達成	A (No. 26)
	30. 外国語を母語とする児童への支援事業(新規) ・英語、中国語、韓国語等の児童書や日本語と外国語を併記した児童書を収集した書架コーナーを設置する。 ・公民館の日本語講座受講者をはじめとした海外からの移住者等と情報交換を行い、日本語での絵本の読み聞かせや外国語絵本との読み比べ等の実施を検討する。	図書館 公民館	達成	A (No. 28)
子ども読書活	31. ボランティア養成講座の実施 ・事業の安定的な継続実施をはかるため、ブックスタート、絵本の読み聞かせ及びおはなしボランティアの養成講座を定期的実施する。	図書館	達成	B (No. 31)
	32. レベルアップ講座等の実施 ・図書館事業に従事しているボランティアを対象に、レベルアップ・フォローアップのための研修や講座を実施し、事業内容の維持と充実を図る。	図書館	達成	B (No. 31)

⁷ 群読
複数の読み手による朗読。

動 の サ ポ ー ト 事 業 （ 大 人 対 象 ）	33. 子ども読書活動推進のための広報活動 ・図書館ホームページや広報紙を活用して、子どもの身近にいる大人に向けて、子ども読書活動に係る情報（推薦資料の紹介、読書関連事業）の広報を行う。	図書館	達成	B (No. 32)
	34. 読書に関わる勉強会・講座等の実施 ・子どもと読書に関わる講座や勉強会を行う団体に対し、資料の団体貸出や集会室の貸出を実施する。	図書館	達成	B (No. 33)
	35. 各種事業における図書館資料の提供 ・市の関連機関が主催する事業等において、図書館が関連図書（講師の著書や写真集等）の貸出を行う。	図書館	達成	B (No. 34)
そ の 他	36. オリンピック・パラリンピック関連事業の実施（新規） ・2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックに関連した本の紹介や関連事業の実施を検討する。 ・関連した本の積極的な収集を行う。	図書館 公民館 生涯学習課	達成	—
	37. 子ども向け読書関連情報の発信 ・図書館ホームページ内の子ども向けページ（小学生や乳幼児の保護者等を主な対象）において、推薦図書や読書関連事業等の情報を積極的に発信する。	図書館	達成	B (No. 35)
	38. 児童書リサイクル事業 ・児童書の選定や定期購入等が難しい保育・教育関係施設や赤ちゃん絵本コーナー設置施設等を対象に、図書館で除籍した児童書を再活用する「児童書リサイクル」を実施する。	図書館	達成	B (No. 36)
	39. 「子ども読書の日」記念事業の実施 ・4月23日「読書の日」の前後約一ヶ月間を読書関連事業の強化期間に設定し、「こどもブックフェスくにたち」と題した様々な読書関連イベントを図書館等で実施する。	図書館	達成	B (No. 37)

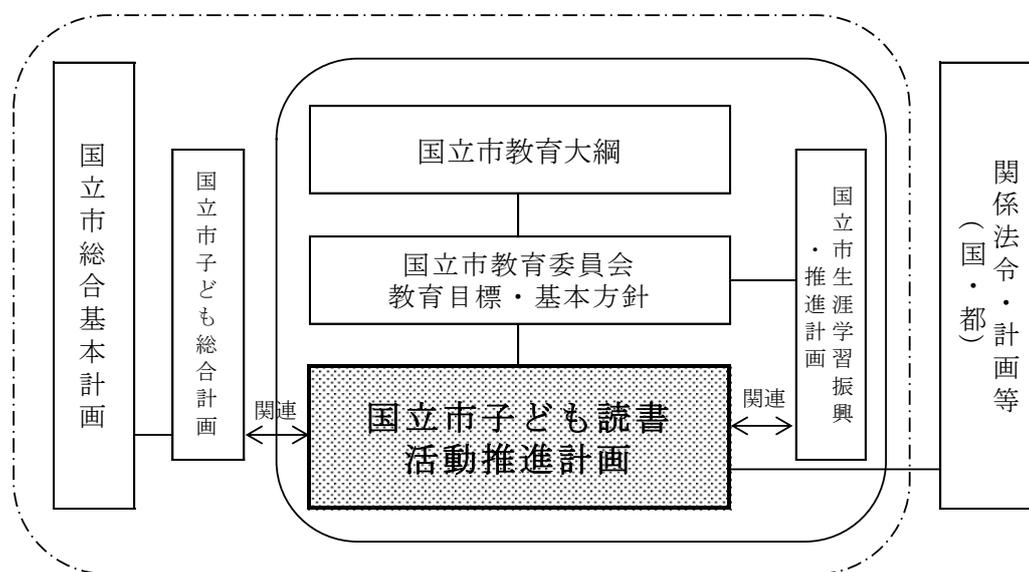
Ⅱ 第四次国立市子ども読書活動推進計画の基本方針

1 計画の位置付け

この計画は、平成13（2001）年に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」（第9条第2項）と令和5（2023）年に策定された「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（計画期間：令和5<2023>年度～令和9<2027>年度のおおむね5年間）、また、東京都の「第四次東京都子供読書活動推進計画」（計画期間：令和3<2021>年度～令和7<2025>年度）に基づき、「国立市総合基本計画」及び「第三次国立市子ども総合計画」との整合性を図りながら、子どもの読書活動を推進するための計画として位置づけます。

また、「第三次国立市子ども読書活動推進計画」に引き続いて、子どもの読書活動推進のための基本的な取組や指針を示します。

計画の位置付け（概念図）



「第四次国立市子ども読書活動推進計画」は、今後5年間に渡る国立市の基本方針と具体的な施策を明らかにするものです。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条の基本理念では、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる

場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」としています。発達段階に応じた子どもの読書活動を推進するに当たっては、地域の子どもや保護者に最も近い立場にある市の役割は非常に大きいものです。

国立市では、第三次計画で設けられた目標の達成度や、実施された取組の効果について点検評価を行い、適切な推進が図られるよう努めるとともに、必要に応じて計画の見直しを行いました。それらを踏まえて、今回新たに第四次計画を策定するものです。

また、平成27(2015)年9月に国連サミットで採択されたSDGsは、持続可能な社会の構築に向けた計画の中に掲げられた国際社会共通の目標で、社会・経済・環境と人の営みすべてに関わる「17の国際目標」が設定されています。

このSDGsを達成するための取組が日本を含め各国で進められており、地方自治体においても、各計画の策定や方針の決定にあたって、この理念を反映させることが重要となっています。

本計画においても、SDGsの教育分野での目標である「質の高い教育をみんなに」を掲げ、すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進することを目的に取組んでいきます。

2 計画の期間と対象年齢

第四次計画の期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間とし、計画の対象年齢は0歳からおおむね18歳までの子どもとしています。

3 国・東京都の動向

(1) 国の動向

平成13(2001)年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布、施行されました。この法律は基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、国が「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」(以下「基本計画」という。)を策定・公表すること、毎年4月23日を「子ども読書の日」にすることが定められました。

これまで国は、平成14(2002)年8月に第一次基本計画、平成20(2008)年に第二次基本計画、平成25(2013)年に第三次基本計画、平成30(2018)年に第四次基本計画、令和5(2023)年に第五次基本計画をそれぞれ策定しました。第五次基本計画では、基本的方針として引き続き「不読率⁸の低減」を掲げ、さらに「多様な子どもたちの読書機会の確保」や「デジタル社会に対応した読書環境の整備」「子どもの視点に立った読書活動の推進」をポイントとして掲げています。

⁸ 不読率

1ヶ月で1冊も本を読まなかった子どもの割合。未読者率と表す場合もある。

急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力を養う読書活動の推進は不可欠であり、すべての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、社会全体で子どもの読書活動を推進するということを示しています。

この間のその他の国の動きとしては、平成26（2014）年に学校図書館法の一部を改正する法律が成立し、専ら学校図書館の職務に従事する職員が学校司書として位置付けられました。

また、学習指導要領等が改訂され、幼稚園は平成31（2019）年度、小学校は令和2（2020）年度、中学校は令和3（2021）年度、高等学校は令和4（2022）年度から実施されています。これにより、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用してその機能の活用を図り、児童・生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実することが規定されました。

そのほか、令和元（2019）年には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」という。）が施行され、視覚障害者等（視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することが定められました。

（2）東京都の動向

平成15（2003）年3月に「東京都子ども読書活動推進計画」（以下「都計画」という。）（計画期間：平成15<2003>年度から平成19<2007>年度まで）を策定し、その後、「第二次都計画」「第三次都計画」を経て、令和3（2021）年4月に「第四次都計画」（計画期間：令和3<2021>年度から令和7<2025>年度まで）を策定しました。

第四次都計画では、第三次都計画での考え方を基本としつつ、国の第四次基本計画や昨今の読書に関わる動向を踏まえ、①乳幼児期からの読書習慣の形成、②学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進、③特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進、④読書の質の向上の4点を計画の目指すものとしています。

この中で、高校生の不読率が依然として高い状況にあることから、友人同士で本を薦め合う等、読書への関心を高める取組の推進を掲げています。さらに、学校図書館活用の推進についても改めて触れています。

特別な配慮を必要とする子どもに対しては、「読書バリアフリー法」を踏まえた対応を進めるとともに日本語を母語としない子どもなど、多様なニーズに配慮することとしています。

読書の質の向上については、「読書の幅の拡大」と「読書に主体的に関わる態度の育成」を目指すものとしています。

第四次都計画では、学校、図書館、家庭・地域、行政が連携して都内の子どもの読書環境を整え、子どもの主体的・自発的な読書活動をその発達段階に応じて推進していくこととしています。

平成31（2019）年3月に「東京都教育ビジョン（第4次）」を策定しました。これは、平成31（2019）年度から令和5（2023）年度までの5年間で、東京都として取り組むべき基本的な方針とその達成に向けた施策展開の方向性を示した「教育振興基本計画」です。その中で、次代を担う子どもの姿として、子どもの「知」「徳」「体」を育み、社会の持続的な発展に貢献する力を培うこととしており、子どもの読書活動の推進は欠かせない役割を果たすものとなりました。

また、令和3（2021）年3月公表の「東京都教育施策大綱」では、「誰一人取り残さず、全ての子どもが将来への希望を持って、自ら伸び、育つ教育」を目指すべき教育としています。読書活動においても、すべての子どもが等しく読書をすることができるよう、多様なニーズに配慮していくことが大切であるとしています。

4 国立市における子ども読書活動

国立市では、平成20（2008）年11月に「国立市子ども読書活動推進計画」（計画期間：平成20<2008>年度から平成24<2012>年度まで）を策定しました。

この計画では、「子どもが読書に親しむための環境の整備」「子どもと本を結び付ける人材の育成と地域での支援体制作り」「子どもの読書活動を支援する関連機関の連携緊密化」という3つの目標を掲げ、市の各機関で実施されている子どもの読書活動推進に係る事業の把握・検証や、子どもへの読書情報発信等の充実に取組ました。

平成25（2013）年10月に策定した「第二次国立市子ども読書活動推進計画」（以下「第二次計画」という。）（計画期間：平成25<2013>年度から平成30<2018>年度まで）では、「学齢前の子どもへの支援」「小学生・中学生など義務教育世代への支援」「高校生・大学生などYA世代への支援」「子育て世代への支援」「学校図書館と市立図書館との連携緊密化」「市民ボランティア、関連機関・地域団体との連携」の6つを重点取組として定義し、実施事業の充実等による成果向上を目指すほか、読書に関連した多様なイベントの実施により、子ども読書活動事業の定着化や幅広い市民への情報発信を図りました。

平成31（2019）年4月に策定した「第三次計画」（計画期間：平成31<2019>年度から令和5<2023>年度まで）では、第二次計画の成果と課題を踏まえて、「子どもの成長過程に応じた多様な読書機会の提供」「子どもを取り巻く読書環境の整備」「関連機関の連携緊密化」の3つの基本方針に基づき、子どもの発達段階や環境に合わせた「乳幼児とその保護者へのアプローチ」「小学生へのサポート」「中学生・高校生などYA世代へのサポート」「学校教育、社会教育機関相互の連携強化」「市民ボランティア・地域団体等のマンパワーの活用」「特別な支援を必要とする子どもへの支援」といった取組を行うことで、より効果的な読書活動の推進を図りました。

(1) 子どもの読書状況調査

東京都が都内の小学生から高校生を対象に隔年で実施している『児童・生徒の読書状況』等に関する調査の令和4（2022）年度調査結果は、図1のとおりとなっています。

【令和4（2022）年度 児童及び生徒の読書の状況に関する調査の結果について】
 （令和4<2022>年9月上旬～中旬：都内公立小・中学校の児童・生徒を対象、各学年5%程度を目安に抽出。高校2年生のみ全数調査）

図1

Q. この1ヶ月間に、本、新聞、雑誌、学習参考書、その他資料などを読みましたか。 （インターネットを含む。メールやラインは含まず）（%）								
	対象	読んだ	読んでいない	無回答		読んだ	読んでいない	無回答
	東京都	小1	91.7	6.9		1.4	国立市	58.6
小2		87.5	10.5	2.0	74.2	19.4		6.5
小3		87.3	11.2	1.5	65.4	34.6		0.0
小4		92.4	7.0	0.6	80.0	10.0		10.0
小5		94.2	5.4	0.4	90.3	9.7		0.0
小6		91.6	8.0	0.4	84.6	11.5		3.8
中1		92.2	7.4	0.4	94.3	5.7		0.0
中2		89.5	9.9	0.7	92.9	7.1		0.0
中3		89.7	9.8	0.5	83.3	16.7		0.0
高1		80.1	19.8	0.1				
高2		72.1	27.5	0.4				
高3		73.9	25.8	0.3				
高4		79.4	20.6	0.0				

出典：児童及び生徒の読書の状況に関する調査結果（東京都）

図2は平成25（2013）年度から令和4（2022）年度と同調査結果における「この1ヶ月間に本を読みましたか。」という設問に対して、「全く読んでいない」と回答した児童・生徒を未読者とし、その割合（不読率）を表したものです。

国立市は、平成29（2017）年度までは小・中学生ともに減少傾向でしたが、それ以降は上昇傾向に転じています。

図2

1ヶ月間に1冊も本を読まない未読者（不読）率（%）						
調査地域	対象	H25 (2013)	H27 (2015)	H29 (2017)	R1 (2019)	R4 (2022)
国立市	小学生平均	8.6	8.3	3.3	4.5	7.5
	中学生平均	17.3	10.5	5.4	12.9	14.0
東京都	小学生平均	4.0	4.1	3.8	3.7	5.2
	中学生平均	12.2	11.5	10.5	9.5	10.0
（参考）全国	小学生平均	5.3	4.8	5.6	6.8	6.4
	中学生平均	16.9	13.4	15.0	12.5	18.6

（参考）全国は、全国学校図書館協議会「学校読書調査」より。小学生は4～6年生が対象

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、様々な読書事業が休止・縮小になるなど、読書活動の制限が余儀なくされました。こうした状況が、子ども全般の読書習慣に大きく影響したものと思われます。

令和5（2023）年5月から、新型コロナウイルス感染症が感染法上の5類感染症に変更されたことにより、今後はこれまで取組んできた事業等を再開し、読書活動に親しむための環境の再整備を進めていく必要があります。

（2）国立市内の関連施設における活動状況

国立市の子どもに関わる施設等における、子ども読書活動に関する状況は、以下のとおりです。

ア．市立小・中学校

市立小・中学校においては、朝読書や年2回の読書週間（春と秋）、読書月間を実施しているほか、学校司書や図書委員会による『図書だより』を定期的に発行しています。さらに、図書館事業「学校おはなし会」の活用をはじめ、保護者や地域の方々による読み聞かせ、教職員の推薦図書紹介など、低学年から読書活動に親しめるような取組も行っています。

また、全校の学校図書館は、各学校図書館に設置されたパソコンで円滑に図書検索や貸出作業ができるようになっており、読書活動に加え調べ学習を効率的に進められる環境となっています。

イ．図書館（巻末資料5、6参照）

（ア）蔵書・選書等

児童およびYA（ヤングアダルト）サービスの図書館職員が、それぞれ選書および蔵書構成を担当しています。

児童書は資料の収集・選書について、現物資料を実際に見てから購入決定する方法を採用していますが、市立小・中学校の学習範囲に合わせた資料の貸出に因應するため、学校司書との連携・情報交換を行い、各校の要望に応じた資料の収集にも努めています。

中央図書館2階は児童書専用のフロア（以下「児童室」という。）となっており、図書館職員による資料案内やレファレンス（読書相談）など、児童書に関する丁寧な対応が可能となっています。また、中高生への推薦図書を集めた書架スペース「YAコーナー」が、中央図書館や北市民プラザ図書館、各分室に設置されています。

児童およびYAサービスの図書館職員は、日々の業務経験や研修等により知識・サービスの向上に努めており、推薦図書リストの発行や「ブックマラソン」事業における推薦図書の選定を行っています。選定にあたっては、物語からノンフィクションまで幅広い分野の本を対象とすることで、文字の習得、語彙力の向上だけでなく、本を通じて子どもたちの様々な興味・関心分野を引き出せるよう配慮しています。

(イ) 主催行事等

◆児童サービスの定例事業

中央図書館では2階「おはなしのへや」において、2歳以上の幼児を対象に絵本の読み聞かせを行う「えほんのじかん」、5歳以上の子どもを対象に行う「おはなしのじかん」、乳幼児とその保護者向けに手遊びを交えた絵本の読み聞かせを行う「おひぎにだっこできくえほんよみのじかん」（以下「おひぎにだっこ」という。）、そして紙芝居を行う「かみしばいのじかん」を定期的実施しています。

「えほんのじかん」と「おひぎにだっこ」では、図書館主催の絵本の読み聞かせボランティア講座を受講したボランティアと図書館職員が読み聞かせを行っています。「おはなしのじかん」は「くにたちお話の会」、「かみしばいのじかん」も市民ボランティアの協力のもとで実施しています。

また、北市民プラザ図書館や各分室でも、利用者の年齢層に応じて中央図書館同様の定期的な絵本の読み聞かせや、おはなし会等を実施しています。

◆企画事業、展示等

児童サービスでは毎年度、小・中学生の長期休業期間に合わせて、本にまつわる工作や人形劇等、様々な読書関連イベントを企画しています。

また、中央図書館や北市民プラザ図書館では、講演会や図書館職員による本の特集・展示コーナー等を随時実施しています。

YAサービスでは、中高生を中心としたボランティアの実行委員会「YAすたっふ」を組織しており、毎年度、YAすたっふが企画するイベントや講演会、ワークショップなどを開催しています。YAすたっふは、中央図書館のYAコーナーの特集展示や、おすすめの図書を紹介する「YAペーパー」の発行、本のタイトルを隠し紹介文だけで本を選ぶ「ブラインドブックフェア」の開催など、様々な企画に携わっています。

また、一橋大学公認サークル「チーム・えんのした」との連携企画を実施するなど、YA世代の意見を取り入れることで、図書館利用の少ないYA世代の興味を喚起するような企画や資料の収集に努めています。

(ウ) 関連施設・団体への支援事業の実施

◆おはなしボランティア派遣事業

国立市で50年以上にわたり「おはなし」（ストーリーテリング⁹）の活動を続けている団体「くにたちお話の会」の協力のもと、小学校等でおはなし会を実施しています。

本事業は、図書館開館時より実施し高い評価を得ており、学校での読書活動推進事業の一つとして積極的に活用されています。

⁹ ストーリーテリング

語り手がおはなし(昔話や創作の物語)をすべて覚え、本を見ずに物語を語って聞かせること。聞き手に直接語りかけることは、子どもたちの集中力を鍛え、語感や想像力を豊かにするといった読書の素地を作ることにつながると考えられている。

◆絵本読み聞かせボランティア派遣事業

図書館での絵本の読み聞かせ定例行事「えほんのじかん」「おひざにだっこ」を中心に活動している絵本の読み聞かせボランティアを、要望に応じて市内の教育関連施設等に派遣しています。



「えほんのじかん」の様子

◆団体貸出

図書館に団体登録している施設や地域団体等を対象にした貸出サービスで、一度に100冊程度の児童書を貸出しています。

現在、市立保育園の保護者会や学童保育所による利用が中心となっています。

また、市立小・中学校の学校司書や教職員からの依頼に基づく団体貸出も随時行っています。各校からの要望時期、関連図書分野は集中することが多いため、要望に応じた様々な資料を図書館職員が選別し、団体貸出を行っています。

◆児童書のリサイクル

利用の少なくなった資料や古くなった資料は、除籍した後、児童室のリサイクルコーナーや市内教育関連施設等を対象に行う児童書リサイクル事業にて無償配布することにより、所蔵資料の適切かつ有用な再活用を図っています。

また、市内の一部公共施設に誰もが自由に本を手にとって読むことができる「まちかど絵本棚」を設置しています。所蔵資料の管理は設置施設が行っています。

◆図書館見学会の実施

市内の学校の要望に応じて、小学2・3年生を対象にした図書館見学会を実施しています。見学会の中で所蔵資料の紹介や貸出、おはなし会を実施することにより、その後の読書活動につながるようにしています。

◆学校図書館との連携

市立小・中学校の学校司書研修会等に図書館職員が出席し、情報共有や意見交換を行う機会を設け、連携を図っています。

また、市内の中学生を対象に職場体験学習も実施しています。

(エ) その他読書活動関連サービス等

◆多文化・多言語サービス

児童室では、小学校での英語教育や、外国語を母語とする子どもたちの読書活動を支援するため、英語、中国語、韓国語を中心とした外国語の児童書を収集しています。さらに、洋書専用の書架や日本語と外国語が併記された本のコーナーを設置するなど、利用しやすい環境の整備に取り組んでいます。

◆特別な支援を必要とする子どもへのサービス

特別支援学級での学校おはなし会や、滝乃川学園児童部等での絵本の読み聞かせを実施しています。

ウ. 公民館

公民館では、図書室において児童書を常時配架し、貸出を行っている（児童書は図書館所蔵のもので団体貸出を活用）ほか、保育室において、乳幼児向けの絵本を設置し、読み聞かせ等に活用しています（新規購入のほか、図書館の児童書リサイクルも活用）。

また、地域で生活している外国人の方と交流する「にほんごサロン」において、日本語の絵本や外国語の絵本などの読み聞かせを実施しています。これは、親子で楽しめて、絵本から日本や外国の文化・その国独特の表現などについて学ぶきっかけとなっており、読書の入口となっています。

エ. 保健センター

平成25（2013）年度までは、1歳6か月児健康診断の際に保健センターの協力のもと、図書館職員とボランティアが、乳幼児とその保護者を対象にした絵本の読み聞かせを実施してきました。平成26（2014）年度から、毎月2回行われる3・4ヶ月児健診時に図書館のブックスタートボランティアによる絵本の配布、読み聞かせを実施しています。ここでは、絵本を読み聞かせるだけでなく、親子のコミュニケーションツールとして、絵本の活用についての説明も行っています。

令和2（2020）年度より、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、図書館での絵本の配布のみを行ってきました。令和4（2022）年4月より健診は再開されましたが、同観点から読み聞かせは実施せず、保健センターにおいて図書館職員による絵本の配布を行いました。

なお、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、令和5（2023）年6月より、ブックスタートボランティアの活動及び絵本の読み聞かせを再開しています。



「ブックスタート」の様子

オ. 保育園、幼稚園、認定こども園

市内認可保育園等保育幼児教育施設の多くは、図書館への来館や団体貸出、児童書リサイクルなどを活用して、保育園等での本の貸出や蔵書の整備、絵本の読み聞かせ、紙芝居、人形劇等を行っており、日頃から読書関連事業に親しんでいます。

また、保育園・幼稚園等へのおはなしボランティアの派遣を定期的にご利用する施設も増えてきています。

カ. 児童館、学童保育所、矢川プラス

児童館では「おはようコケッコー」、学童保育所では「カンガルー広場」、矢川プラスでは、社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団と保育幼児教育推進課・子育て支援課が連携し、幼児教育親子通所事業の「ここすき！」や「ここすきひろば」で、乳幼児と保護者を対象にした事業を実施しており、これらの事業の中で絵本の読み聞かせを行っています。いずれも新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として、休止または事業縮小していた時期もありましたが、現在は再開されています。

児童館では、令和5（2023）年4月に矢川プラス内に移設した矢川児童館に図書ルームを設けるなどして、これまで以上に多くのマンガ・児童書等を購入し、蔵書数を充実させています。

学童保育所では、小学校の長期休業期間や学期ごとに図書館事業の団体貸出を活用し、より多くの児童書を利用できるように取り組んでいます。

キ. くにたち郷土文化館

くにたち郷土文化館では、企画展の開催に合わせた図録や子ども向けの地域資料を作成し、図書館や学校へ配布しています。

また、資料の定期的な配布を続けると同時に地域資料の収集に努め、それらを活用した学習支援を実施しています。

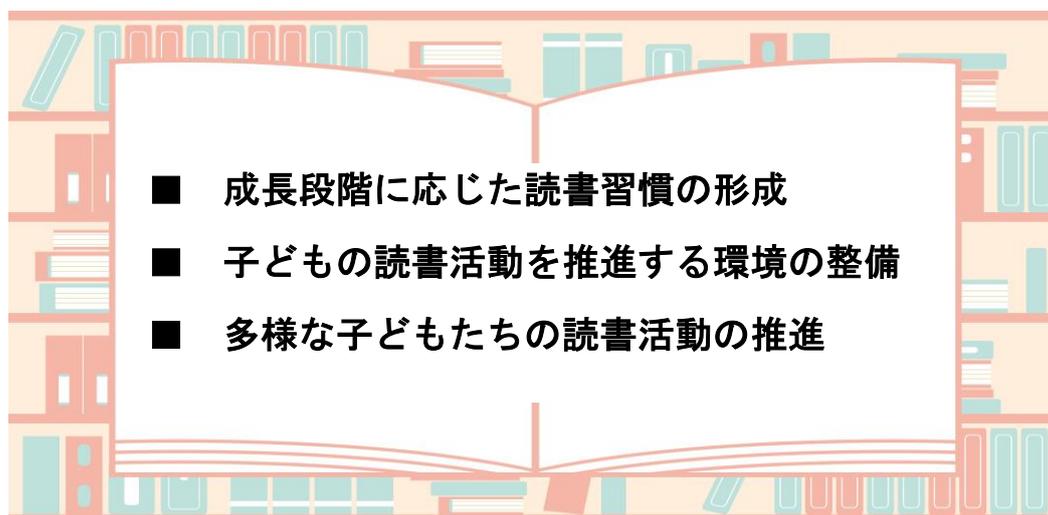
ク. その他（市内の読書関連拠点等）

国立市は、8.15km²の地域に約7万6千人が住む文教地区指定を基盤とする学園都市であり、書店をはじめとした本に関連したコミュニティスペースや家庭文庫等、児童書に関連する居場所が市内に点在しています。

書店の閉店などもありましたが、平成7年に活動を開始した「やまびこ文庫」は、地域の文庫として現在も本の貸出のほか、季節の行事や科学実験イベントの実施などを続けています。

5 計画の基本方針

「第四次国立市子ども読書活動推進計画」の策定に当たっては、第三次計画の取組について検証し、成果と課題を踏まえ、以下の3つを基本方針として定めています。



(1) 成長段階に応じた読書習慣の形成

子どもを取り巻く環境が大きく変化している中で、自主的に読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するには、成長段階に応じた読書活動が重要です。

それぞれの成長段階に合わせた取組を行い、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけとなり習慣となるよう、様々な支援を行っていきます。

国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」や東京都の「子供読書活動推進計画」を踏まえると、乳幼児や小学生の世代と比較して読書離れが指摘されている中高生へのアプローチを積極的に図っていくことが必要です。そのためには、中高生の時期での取組はもちろんですが、それと並行して乳幼児期からの読書習慣の形成も必要であると分析されており、成長段階に応じた読書活動推進の取組を実践していくことが重要となっています。

また、東京都の調査によると不読率が全体的に上昇している傾向にあります。これは、新型コロナウイルス感染症感染拡大により、各学校での読書活動や図書館においても様々な読書関連事業が休止・縮小になったりと、読書活動の制限が子ども全般の読書習慣に大きく影響を及ぼしたものと考えられています。

国立市においても、平成29（2017）年度まで減少傾向にあった不読率が、それ以降上昇していることが判明しました。（13ページ図2参照）令和5（2023）年5月から、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の

5類感染症に変更されたことにより、ここで改めてこれまで行われてきた読書関連事業を再開、充実させ、成長段階における読書習慣の形成に向けて、より積極的に取り組んでいくことが必要です。

(2) 子どもの読書活動を推進する環境の整備

子どもの資質・能力を育む上で読解力や想像力、思考力、表現力等のもととなる読書活動を推進するためには、日々の生活を送る身近な場所で様々な分野の本に触れ、読書に親しむことができるよう、読書環境を充実させていくことが必要です。そのために、自主的に読書に興味・関心を持てるような取組を家庭や地域、学校、行政と連携して実施していきます。事業ごとに積み重ねてきた連携を情報共有、連携体制につなげ、子どもの読書活動の取組をより一層推進していきます。

これまで行われてきた施設において継続実施することはもちろんですが、新たな施設等での実施も検討し、子どもたちが本に親しめる環境整備をさらに進めていきます。

学校生活において、児童・生徒一人ひとりにパソコンが配布されていることやスマートフォン等の情報機器端末に馴染みがあること、国の計画においてもデジタル社会への対応が触れられていることなどから、手軽に読書に触れられる電子書籍の利活用の促進を図ることが、有効な手段の一つであると考えています。

電子書籍は、いつでもどこでも時間に縛られず、貸出・返却ができるという、利用者にとって大きなメリットがあるサービスであり、コロナ禍においては、非来館型サービスということで注目が高まりました。電子図書館システムの導入から3年が経過し、安定した事業運営と魅力あるコンテンツ等の充実を図っていくことが、今後重要になってきます。

(3) 多様な子どもたちの読書活動の推進

「読書バリアフリー法」が令和元（2019）年に制定され、しょうがいの有無にかかわらず、すべての人が読書に触れることができるような環境整備が求められています。

紙媒体での読書に困難を感じている子どもや、外国語を母語とする子どもなどが、等しく本に親しむ機会を得られるように環境や資料を充実させていく必要があります。電子図書館システムは、非来館であるだけでなく、文字の拡大や音声読み上げなどといった機能を有しています。この機能により、子どもの個々の状況に合わせた形での読書機会の提供が可能となっています。

そのほか、LLブックや布絵本、学習マンガ等、多様な形態の資料の充実

を図ることで、アクセスしやすい資料の選択肢を広げ、読書のきっかけづくりや読書活動の推進に努めていきます。

また、外国語を母語とする子どもについても、日本語の習得に役立つ資料を提供することへの取組を進めるとともに、母語を尊重する読書機会の提供についても推進していきます。

これら3つの基本方針を実現していくには、第三次計画と同様、関係機関とのさらなる連携緊密化が重要となってくるため、協力体制の強化を図っていきます。

Ⅲ 第四次国立市子ども読書活動推進計画

1 第四次国立市子ども読書活動推進計画事業一覧

第四次計画として位置づける事業は、以下のとおりです。

◆ 乳幼児対象の事業 ◆

No.	事業名	事業内容	担当課	関係課	方向性
1	乳幼児とその保護者に対する読書案内(乳幼児向けブックリストの配布)	・家庭での読み聞かせや自発的な読書に適した絵本等を紹介する。 ・図書館職員が選定する乳幼児向け読み聞かせ絵本リスト『えほんをよんで!』を図書館等の公共施設にて無償配布する。	図書館		継続
2	乳幼児対象の絵本読み聞かせ事業の実施	・図書館で乳幼児対象の絵本読み聞かせ事業「おひぎにだっこできくえほんよみのじかん」「わらべうたであそぼう」を毎月定期的実施する。 ・学童保育所の「カンガルー広場」や、矢川プラスの「ここすきひろば」等で行われる乳幼児と保護者を対象にした事業の中で、定期的に絵本の読み聞かせを実施する。	図書館 児童青少年課 保育幼児教育推進課 子育て支援課		継続
3	保育園・幼稚園等おはなし会の実施	・図書館のおはなしボランティアを保育園・幼稚園等に派遣し、クラスの年齢に合わせたおはなし会を実施する。	図書館	保育幼児教育推進課	継続
4	乳児健診での親子読書活動推進事業	・保健センターでの3・4ヶ月健診時に「ブックスタート」(赤ちゃん絵本の読み聞かせと配布)を実施する。	図書館	子育て支援課	継続
5	幼児教育の中での読書活動推進事業	・矢川プラスにて、図書館ボランティアによる読み聞かせやおはなしを実施したり、乳幼児向けのワークショップの開催や研修会の実施等、幼児教育の観点から、くにたち子どもの夢・未来事業団と連携した読書活動の取組を進める。	図書館 保育幼児教育推進課		新規
6	乳幼児向け蔵書コーナーの設置および広報	・図書館や学童保育所、児童館、矢川プラス「ここすきひろば」等の施設蔵書における赤ちゃん絵本を充実させる。 ・公共施設の絵本設置コーナー(保健センター等の「まちかど絵本棚」、公民館の児童書コーナー、市役所の幼児スペース等)について、周知のための広報をする。	図書館 児童青少年課 保育幼児教育推進課 公民館	生涯学習課	継続

7	市内認可保育所等への団体貸出	<ul style="list-style-type: none"> 市内認可保育所のクラスごとに団体貸出を実施する。 市内認可保育所の保護者会や保護者有志による読み聞かせ団体・勉強会等に対し、団体貸出を実施する。 	図書館	保育幼児教育推進課	継続
8	絵本の読み聞かせ・おはなし会の実施	<ul style="list-style-type: none"> 絵本の読み聞かせ「えほんのじかん」や語り手が語る「おはなしのじかん」を定期的実施し、年齢に応じた本との出会いを創生する。 	図書館		向上

◆ 小学生対象の事業 ◆

No.	事業名	事業内容	担当課	関係課	方向性
9	小学生の読書意欲を喚起する読書案内(小学生向けブックリストの配布)	<ul style="list-style-type: none"> 図書館職員が選定する小学生向け推薦図書リスト『読んでみようかな』を図書館等の公共施設にて無償配布する。 特集コーナー等から季節や社会情勢にあった本を紹介し、さらなる読書につながる読書案内を実施する。 	図書館	教育指導支援課	継続
10	小学校学校図書館と図書館の連携	<ul style="list-style-type: none"> 各小学校の授業内容やクラス担任の要望等に対応した資料の充実や円滑な団体貸出等につなげるため、図書館職員と学校司書は、定期的な情報共有や意見交換の機会を設ける。 	図書館 教育指導支援課		継続
11	市内小学校への団体貸出	<ul style="list-style-type: none"> 学校図書館等を通じて、授業内容に関連した資料等の団体貸出を実施する。 市内小学校の保護者会や保護者有志による読み聞かせ団体・勉強会等に対し、団体貸出を実施する。 	図書館	教育指導支援課	継続
12	図書館見学会の実施	<ul style="list-style-type: none"> 市内小学校の図書館見学会を随時実施し、図書館の利用方法、本の探し方などを案内する。 	図書館	教育指導支援課	向上
13	小学生向け読書リスト作成および参加シートの配布	<ul style="list-style-type: none"> 児童の読書意欲を喚起するため、読書イベント「ブックマラソン」を実施する。 	図書館	教育指導支援課 公民館	向上
14	小学校での朝読書の実施	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの読書習慣形成をはかるため、小学校での朝読書を実施する。 	教育指導支援課		継続
15	小学生向け読書週間・読書月間関連事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 年2回の読書週間(春と秋)や読書月間について周知し、期間中は読書に関する催しを実施する。 	教育指導支援課		継続

16	学校おはなし会の実施	・図書館のおはなしボランティアを市内小学校の教室に派遣し、「学校おはなし会」を実施する。また、「学校おはなし会」終了後は、当日のプログラムの配布や紹介した本の貸出を行う。	図書館 教育指導支援課		向上
17	読み聞かせ、ブックトークの実施	・学校司書や保護者による読み聞かせを実施する。 ・読書に親しみ、その楽しさや良さを知って読書意欲を養うために、テーマをもとに複数の本を紹介する「ブックトーク」を実施する。	教育指導支援課		継続
18	読書集会・お話し会の実施	・教職員や子どもたちの推薦図書の発表や読書に関わる委員会活動等の充実を図る。	教育指導支援課		継続
19	小学生向け読書関連事業の実施	・小学校の長期休業期間等に工作・講演会等の読書や調べ学習に関連した事業を実施する。 ・小学校の長期休業期間中に小学生向けの絵本の読み聞かせを行う。	図書館		継続

◆ 中高生（YA世代）対象の事業 ◆

No.	事業名	事業内容	担当課	関係課	方向性
20	YA向けブックリスト、推薦図書ペーパーの発行・配布	・中高生に推薦する図書を選定した『LOOK BOOK』、YA世代の図書館ボランティア「YAすたっふ」が執筆した『YAペーパー』を作成、発行する。 ・中高生の本への関心を促すため、ブックリストを図書館等の公共施設や市内学校等にて無償配布する。	図書館 児童青少年課	教育指導支援課	継続
21	YAコーナーの設置と運営	・市内の図書館に中高生向けの図書資料を集めた書架「YAコーナー」を設置し、YA世代の図書館ボランティア「YAすたっふ」を中心に運営する。 ・中高生向け推薦図書の特集やイベント情報の発信等を関連施設及び関連部署と連携しながら積極的に実施していく。	図書館 児童青少年課		継続
22	中学校学校図書館と図書館の連携	・図書館職員と学校司書は、定期的な情報共有や意見交換の機会を設け、連携を図る。 ・図書館は、各中学校の授業内容やクラス担任の要望等に対応した資料の充実を図る。また、学校図書館等を通じて、授業内容に関連した資料等の団体貸出を実施する。	図書館 教育指導支援課		継続

23	中高生による本の紹介事業等の実施	・YA世代の図書館ボランティア「YAすたっふ」が企画、運営する講演会やワークショップを実施する。 ・中高生による推薦図書の紹介を主題にした展示や発表(ポスターコンクール、本の紹介POPの作成等)を実施する。	図書館 教育指導支援課 児童青少年課		継続
24	中学校での朝読書	・子どもたちの読書習慣形成をはかるため、中学校での朝読書を実施する。	教育指導支援課		継続
25	中学生向け読書週間・読書月間関連事業の実施	・年2回の読書週間(春と秋)や読書月間について周知し、期間中はブックトーク・読書クイズ・群読・暗唱・読書リストの作成等、読書に関する催し物を実施する。図書委員会等を中心に企画や運営の充実を図る。	教育指導支援課		継続

◆ 子ども読書活動のサポート事業 ◆

No.	事業名	事業内容	担当課	関係課	方向性
26	様々なしょうがいを抱える児童への読書支援	・しょうがいのある児童の読書活動を推進するための読書支援策を検討する。 ・特別支援学級や滝乃川学園児童部の子どもたちに対し、図書館ボランティアが絵本の読み聞かせ等を行う。	図書館		向上
27	児童・生徒の状況に合った多様な資料提供	・黒字反転や音声付といった電子書籍の機能を活用し、紙資料の本が利用しづらい児童に対し、特性に合った読書の機会を提供する。 ・LLブックや布絵本等、多様な形態の資料を収集し、特性に合わせた資料提供を行う。	図書館 教育指導支援課		新規
28	外国語を母語とする児童への支援事業	・英語、中国語、韓国語等の児童書や日本語と外国語を併記した児童書を収集した書架コーナーを設置する。 ・公民館の日本語講座受講者をはじめとした海外からの移住者等と情報交換を行い、日本語での絵本の読み聞かせや外国語絵本との読み比べなどの実施を検討する。	図書館 公民館		向上

◆ その他 ◆

No.	事業名	事業内容	担当課	関係課	方向性
29	利用案内の多言語化	・利用案内の外国語版や動画版を作成し、日本語を母語としない子どもやその保護者、文字表現より視覚的な情報が理解しやすい利用者に対し、図書館の使い方や機能について周知を図るとともに、本に触れる機会を作る。	図書館		新規

30	ボランティアの派遣	・子どもと本を結びつけるため、市内学校や子育て関連施設等にボランティアを派遣し、読み聞かせ等のイベントを定期的実施する。	図書館		向上
31	ボランティア養成講座の実施	・事業の安定的な継続実施をはかるため、ブックスタート、絵本の読み聞かせ及びおはなしボランティアの養成講座やスキルアップのための研修を定期的実施する。	図書館		継続
32	子ども読書活動推進のための広報活動	・図書館ホームページや広報紙を活用して、子どもの身近にいる大人に向けて、子ども読書活動に係る情報(推薦資料の紹介、読書関連事業)の広報を行う。	図書館		継続
33	読書に関わる勉強会・講座等の実施	・子どもと読書に関わる講座や勉強会を行う団体に対し、資料の団体貸出や集会室の貸出を実施する。	図書館		継続
34	各種事業における図書館資料の提供	・市の関連機関が主催する事業等において、図書館が関連図書(講師の著書や写真集等)の貸出を行う。	図書館		継続
35	子ども向け読書関連情報の発信	・図書館ホームページ内の子ども向けページ(小学生や乳幼児の保護者等を主な対象)において、推薦図書や読書関連事業等の情報を積極的に発信する。	図書館		継続
36	児童書リサイクル事業	・児童書の選定や定期購入等が難しい保育・教育関係施設、赤ちゃん絵本コーナー設置施設や子ども食堂等に対し、図書館で除籍した児童書を再活用する「児童書リサイクル」を実施する。	図書館		継続
37	「子ども読書の日」記念事業の実施	・4月23日「読書の日」の前後約一ヶ月間を読書関連事業の強化期間に設定し、「こどもブックフェスくにたち」と題した様々な読書関連イベントを図書館等で実施する。	図書館		継続

2 計画の実現に向けて

本計画は、子どもの読書活動の推進に携わる関連機関等がそれぞれの分野・立場で事業を実施し、地域団体等とも連携して、さらなる読書環境の充実に努めていきます。

そのため、本計画の折り返し地点である令和8(2026)年度に中間報告を実施し、必要に応じて事業内容等の計画の見直しを行っていきます。

参考資料

資料 1

子どもの読書活動の推進に関する法律

〔平成十三年法律第百五十四号〕

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。(平成十三年十二月十二日公布・施行)

資料2

国立市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

〔令和4年12月国立市教委訓令第9号〕

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、国立市子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、国立市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの読書活動に関する調査、研究及び審議
- (2) 計画の策定に向けた検討
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は教育部長をもって充て、副委員長は教育部図書館長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 子ども家庭部児童青少年課長
- (2) 子ども家庭部保育幼児教育推進課長
- (3) 子ども家庭部子育て支援課長
- (4) 教育部教育指導支援課長
- (5) 教育部生涯学習課長
- (6) 教育部公民館長

(任期)

第4条 委員の任期は、計画が策定されるまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、図書館において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。（令和四年十二月二十日公布・施行）

資料3

策定委員会委員名簿

	選出区分	委員名	備考
委員長	教育部長	橋本 祐幸	
副委員長	教育部図書館長	氏原 恵美	
委員	子ども家庭部児童青少年課長	馬橋 利行 畠山 雄一郎	令和5年3月まで 令和5年4月から
委員	子ども家庭部保育幼児教育推進課長	川島 慶之	
委員	子ども家庭部子育て支援課長	前田 佳美	
委員	教育部教育指導支援課長	市川 晃司 荒西 岳広	令和5年3月まで 令和5年4月から
委員	教育部生涯学習課長	井田 隆太	
委員	教育部公民館長	清水 周	

任 期：令和4年12月20日から令和6年3月31日まで

資料4

策定委員会開催経過

回数	日 付	内 容
第1回	令和5年1月30日	日程・手続き確認
第2回	令和5年4月11日	現状と課題の確認、三次計画検証依頼
第3回	令和5年6月30日	三次計画評価(総括)確認、四次計画基本方針・資料検討
第4回	令和5年7月27日	四次計画事業検討・資料報告
第5回	令和5年9月5日	四次計画素案の検討
	令和5年12月	市民意見、小・中学校アンケート調査結果報告
	令和6年1月	市議会意見等集約、計画案確定
	令和6年2月	教育委員会定例会にて計画案可決

資料5

図書館児童サービスの現状

1) おはなしのじかん・えほんのじかん 実施状況 (単位：回)

施設名	事業内容	平成30年度	令和2年度	令和4年度
中央図書館	おはなし	101	6	81
	えほん	138	14	95
北市民プラザ図書館	おはなし	41	3	45
	えほん	50	9	40
下谷保分室	えほんとおはなし	25	1	17
青柳分室	えほんとおはなし	23 (絵本のみ)	1	13
東分室	おはなし	21	0	8
	えほん	115	0	56
谷保東分室	えほんとおはなし	3	0	4
南市民プラザ分室	えほん	49	1	25

2) 図書館見学会

年度	学校	学年	クラス	施設名
平成30	国立第二小学校	2年生	2クラス	中央図書館
	国立第三小学校	2年生	3クラス	中央図書館
	国立第四小学校	2年生	2クラス	北市民プラザ図書館
	国立第五小学校	2年生	3クラス	中央図書館
	国立第六小学校	2年生	3クラス	中央図書館
	国立第七小学校	2年生	2クラス	中央図書館
	国立第八小学校	2年生	2クラス	北市民プラザ図書館
	国立学園小学校	3年生	3クラス	中央図書館
	桐朋学園小学校	3年生	2クラス	中央図書館
令和2	国立第二小学校	2年生	2クラス	中央図書館
	国立第三小学校	2年生	3クラス	中央図書館
	国立第四小学校	2年生	3クラス	北市民プラザ図書館
	国立第五小学校	2年生	2クラス	中央図書館
	国立第六小学校	2年生	2クラス	中央図書館
	国立第七小学校	2年生	2クラス	中央図書館
令和4	国立第三小学校	2年生	3クラス	中央図書館
	国立第四小学校	2年生	2クラス	北市民プラザ図書館
	国立第六小学校	2年生	2クラス	中央図書館
	国立第七小学校	2年生	2クラス	中央図書館
	国立第八小学校	2年生	2クラス	北市民プラザ図書館
	国立学園小学校	3年生	3クラス	中央図書館
	桐朋学園小学校	3年生	2クラス	中央図書館

3) 職場体験学習等

年度	学校名	学年	人数 (名)	受入人数 内訳 (名)	
				中央図書館	北市民プラ ザ図書館
平成30	国立第一中学校	2年生	3	0	3
	国立第二中学校	1年生	8	4	4
		2年生	5	3	2
	国立第三中学校	2年生	4	4	0
	都立府中けやきの森学園	2年生	1	1	0
令和2	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止				
令和4	国立第一中学校	特別支援 学級	4	4	0
	国立第一中学校	2年生	5	0	5
	都立立川学園	2年生	2	0	2

4) 小学校向け学校おはなし会

年度	学校数 (校)	実施回数 (回)	参加者数 (延べ)
平成30	9	174	4,855名
令和2	8	95	2,620名
令和4	9	170	4,837名

5) 絵本の読み聞かせボランティアによる絵本の読み聞かせ活動

年度	派遣回数 (回)	派遣ボランティア人数(名)	参加者数 (延べ)
平成30	280	493	3,290名
令和2	14	14	63名
令和4	144	241	919名

6) 大人向けお話会の実施

年度	実施回数 (回)	参加者数 (延べ)
平成30	6	276名
令和2	2	30名
令和4	4	70名

7) ブックリストの作成

年度	ブックリスト名	対象	発行部数(冊)
令和3	「読んでみようかな 小学生向け本のリスト」第3版 発行	小学生	4,000
令和4	「LOOKBOOK」初版 発行	YA (中学・高校生)	1,000
令和5	「えほんをよんで!」第3版 発行	乳幼児	4,000

※ブックリストは図書館及び公民館図書室にて随時無料配布

8) 催し物の開催

(単位:回)

事業内容	平成30年度	令和2年度	令和4年度
講座・講演会	3	1	2
工作	18	10	22
人形劇	6	3	3
勉強会	23	9	12
その他	22	4	1

9) ブックスタート

年度	実施回数(回)	絵本配布数(部)
平成30	24	560
令和2	0	244
令和4	24	464

※令和2(2020)年7月から令和3(2021)年度末まで、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、図書館で絵本の配布のみを実施(令和2<2020>年4~6月中止)

※令和4(2022)年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、保健センターで絵本の配布のみを実施

10) YA(ヤングアダルト)サービスの取組経過

年度	PRペーパー発行回数(回)	YAコーナー設置館	YAサービスの取組
平成30	5	中央・北・南・東・青柳・谷保東・下谷保	・体験型謎解きイベント 「本どろぼうをさがせ！」 ・ブラインドブック
令和元	4	中央・北・南・東・青柳・谷保東・下谷保	・10代向け図書館員体験イベント 「Library work Fes 3days」 ・ブラインドブック
令和2	4	中央・北・南・東・青柳・谷保東・下谷保	・ブラインドブック ・Web版 謎解きイベント 「怪盗Rからの挑戦状」 ・休校支援リンク集
令和3	4	中央・北・南・東・青柳・谷保東・下谷保	・体験型謎解きイベント 「怪盗Rをとめろ！」 ・ブラインドブック
令和4	4	中央・北・南・東・青柳・谷保東・下谷保	・「くにたち図書館 すごろくの戦い～夏の陣～」 ・ブラインドブック

11) 電子図書館サービス

(令和3<2021>年2月より実施)

年度	貸出数	1日当たり貸出数	閲覧数 ※	予約件数
令和2	1,900	53	5,164	946
令和3	6,488	18	21,086	1,994
令和4	5,651	15	16,046	1,624

※電子図書館サイト内の「読む」ボタンが押された累計

資料6

図書館蔵書資料数・貸出数

1) 図書館蔵書資料数

(単位:冊)

施設名	一般図書			児童書		
	平成30年度	令和2年度	令和4年度	平成30年度	令和2年度	令和4年度
中央図書館	149,196	143,588	141,619	37,227	37,326	37,883
北市民プラザ図書館	48,601	49,584	49,993	22,760	23,669	23,642
下谷保分室	2,157	2,108	2,155	3,750	3,622	3,729
青柳分室	1,208	885	920	3,638	3,621	3,606
東分室	4,064	4,003	4,087	6,656	6,796	6,730
谷保東分室	1,021	1,010	912	4,477	4,702	4,890
南市民プラザ分室	7,413	6,732	7,295	10,589	11,003	11,170
南市民プラザ書庫	49,757	47,638	46,589	10,327	10,432	10,533
合計	263,417	255,548	253,570	99,424	101,171	102,183

2) 貸出冊数

(単位:冊)

施設名	年度	開館日数(日)	貸出冊数	1日当たり
中央図書館	平成30	304	339,389	1,116
	令和2	266	262,440	986
	令和4	304	279,184	918
北市民プラザ図書館	平成30	304	108,785	358
	令和2	266	89,953	338
	令和4	304	102,900	338
下谷保分室	平成30	92	1,353	15
	令和2	82	995	12
	令和4	98	2,112	22
青柳分室	平成30	100	2,837	28
	令和2	58	1,290	22
	令和4	100	2,067	21
東分室	平成30	252	18,761	74
	令和2	215	18,675	87
	令和4	248	18,595	75
谷保東分室	平成30	103	2,696	26
	令和2	87	1,929	22
	令和4	100	1,695	17
南市民プラザ分室	平成30	297	17,272	58
	令和2	239	11,436	48
	令和4	295	14,905	51

資料7

子ども読書活動事例紹介

【なかよし保育園】

- ・絵本や紙芝居の読み聞かせをほぼ毎日、全クラスが昼頃に実施。
- ・自由遊びの時間に好きな絵本を手にとることができるよう、各クラスに本棚を設置している。絵本だけでなく図鑑なども用意している。
- ・誕生日会では人形劇やペープサート¹⁰、パネルシアター¹¹を実施し、お楽しみ会では、職員による劇や人形劇、その他にブラックシアター¹²やエプロンシアター¹³などを実施している。

絵本は、様々なことに興味を抱いたり、考える機会になったりと保育園での生活において欠かせないものとなっている。



絵本の読み聞かせの様子



紙芝居の様子

【矢川児童館】

令和5（2023）年4月に矢川プラス内に移設した矢川児童館には、絵本やマンガ、図鑑、歴史の本、中高生向けの本をそろえた図書ルームがある。

蔵書数は令和4（2022）年度末時点で約1,600冊、令和5（2023）年度には、新たに約2,000冊を購入する予定である。

読書に関連する事業については、今後関係機関等と検討していく予定である。



図書ルームの様子

¹⁰ ペープサート

割りばし等の木の棒を挟んで厚紙を貼合わせ、表裏にキャラクターを描くなどして作った簡単な人形を使い、お話しや劇を演じるもの。

¹¹ パネルシアター

フランネルやパネル布を貼った舞台（パネルボード）に不織布に絵を描いた人形を貼ったりはずしたりして、お話しや歌遊びを展開する。主に学齢前の子どもの対象。

¹² ブラックシアター

黒い布と蛍光塗料、ブラックライトを用いた暗闇で楽しむためのパネルシアター。

¹³ エプロンシアター

エプロンをかけて布で作った人形等をエプロンのポケットから出し入れしながら、お話しや歌遊びを展開する。主に学齢前の子どもの対象。

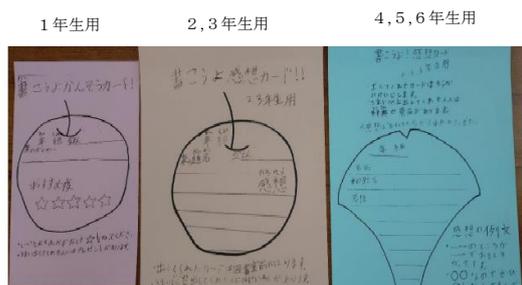
【国立第一小学校】

令和4（2022）年度は、秋の「読書週間」のイベントとして、「読書クイズ」や「かこうよ！感想」「ポップの作成」を実施。

- ・「読書クイズ」：低学年、中学年、高学年と3段階に分けたクイズを作成。正解者には景品（おぼけ形のしおり）を渡した。
- ・「かこうよ！感想」：読んだ本の感想を「感想カード」に書き、3枚書いたら特典か景品のどちらかを選んでもらい渡した。
特典：「プラス1冊借りられる券としおり」
景品：「自分でしおりを作れるセット」
- ・「ポップの作成」：図書委員がおすすめする本の内容を書いたポップを作成し、本棚にコーナーを設け、本と一緒に提示した。

「かこうよ！感想」の写真

【記入用紙】



【書いてくれた用紙を掲示】



景品

【自分でしおりを作れるセット】



開くとメッセージと封筒がポップカードのように現れる。
封筒の中には、以下のものが入っている。

- ・しおり用紙
- ・リボン2色
- ・しおりを飾るミニマーク数種類（型抜き）

特典

【プラス1冊借りられる券 + しおり】

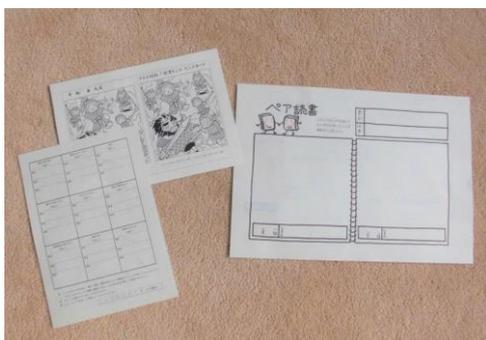


【国立第三中学校】

国語科の授業で行われるビブリオバトル¹⁴、図書委員会イベントの「ペア読書¹⁵」、図書委員や有志による「ポップ作成」やポスターによる「おすすめの本の紹介」等を実施。

過去のイベントの取組として、クラス対抗「読書ビンゴ」「読書記録ノート・読書通帳」、最初の数ページを読む「味見読書」、調べ学習のトレーニングとして実施された「資料リスト作り」等を実施。

【読書ビンゴ、ペア読書】



【読書記録ノート・読書通帳、資料リスト作り】



¹⁴ ビブリオバトル

グループで集まり、5分間で本を紹介しあい、読みたくなった本に投票してチャンプ本を決める書評大会。

¹⁵ ペア読書

二人で同じ本を読み、感想や意見など議論を交わすことで理解度を上げる読書法。

資料 8

市内公立小中学校 読書に関するアンケート調査結果

調査目的 子ども（小・中学生）の読書に関する意識や状況等を把握するため、「読書に関するアンケート」を実施

実施期間 令和5（2023）年11月10日から11月24日まで

対象者 国立市立小学校 3年生から6年生まで
国立市立中学校 全学年

実施方法 Web上のアンケートフォームにアクセスし回答

○回答者数 小学生 1,238名
中学生 628名

小学生は全児童の約60%、中学生は全生徒の約50%から回答が得られた。以下、各設問に対する回答をグラフ等で表記している。

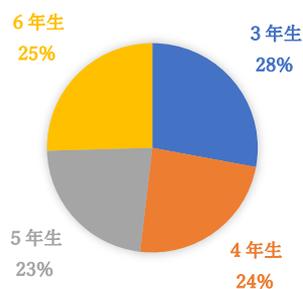
設問1 何年生ですか。

小学生については、回答者学年別割合がどの学年もほぼ同じであるが、中学生については、3年生だけが他の学年と比較すると低い割合となっている。

小学生

学年	人
3年生	346
4年生	296
5年生	281
6年生	315
合計	1,238

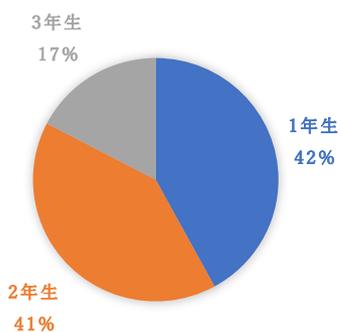
小学生 回答者学年別割合



中学生

学年	人
1年生	264
2年生	255
3年生	109
合計	628

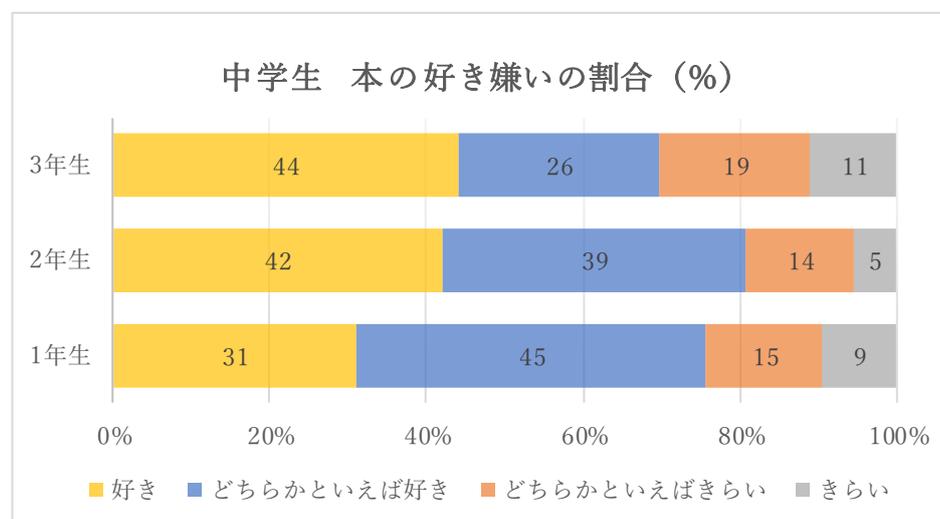
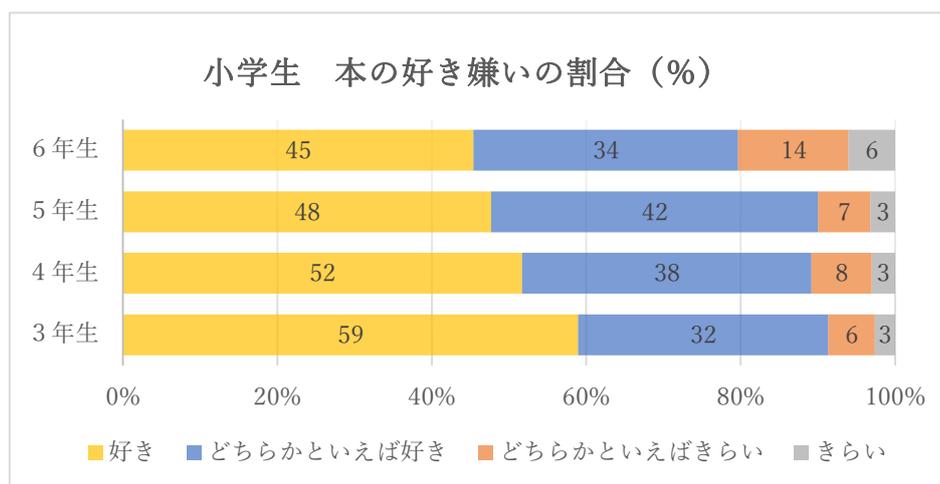
中学生 回答者学年別割合



設問2 本は好きですか。

「好き」「どちらかといえば好き」の割合が、小学3年生から小学5年生までは、90%以上と非常に高い割合となっている。

他の学年についても、「好き」「どちらかといえば好き」が70%以上の割合であったことから、児童・生徒の多くが、本に対して好意的であるということが明らかとなった。



設問3 あなたはふだん本を読みますか。

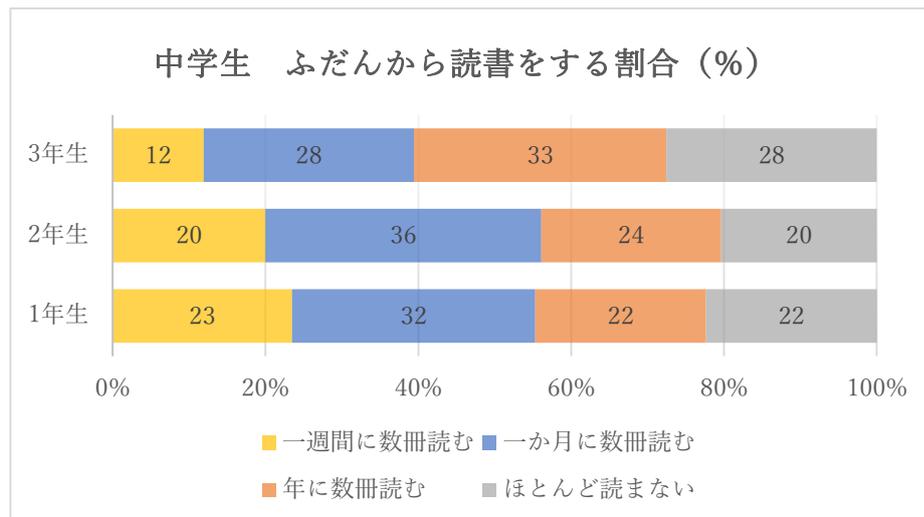
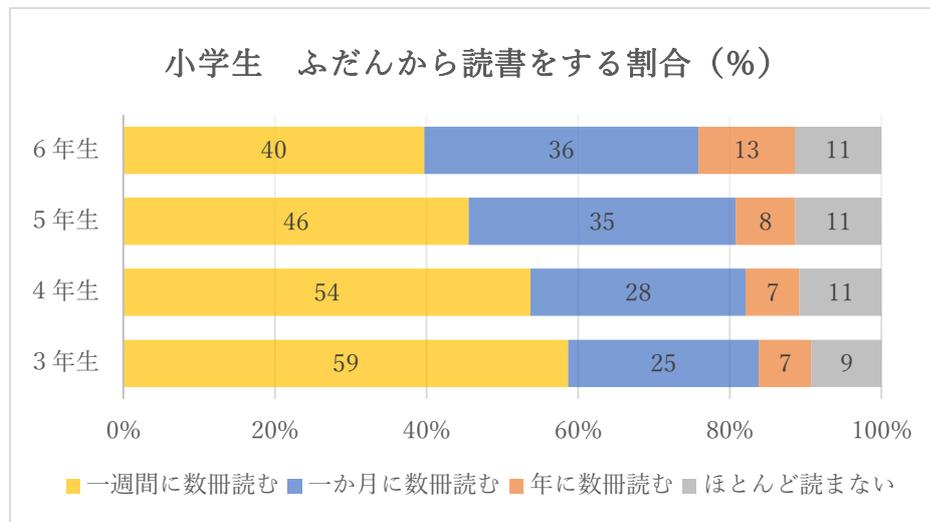
※教科書、マンガ、新聞、雑誌、学習参考書、ずかんや辞書、写真だけの写真集、絵だけの絵本や画集は含まない。

※電子書籍含む。

※授業の中で読んだ本は数えない。

「一週間に数冊読む」「一か月に数冊読む」「年に数冊読む」が、小・中学生ともに非常に高い割合となっている。

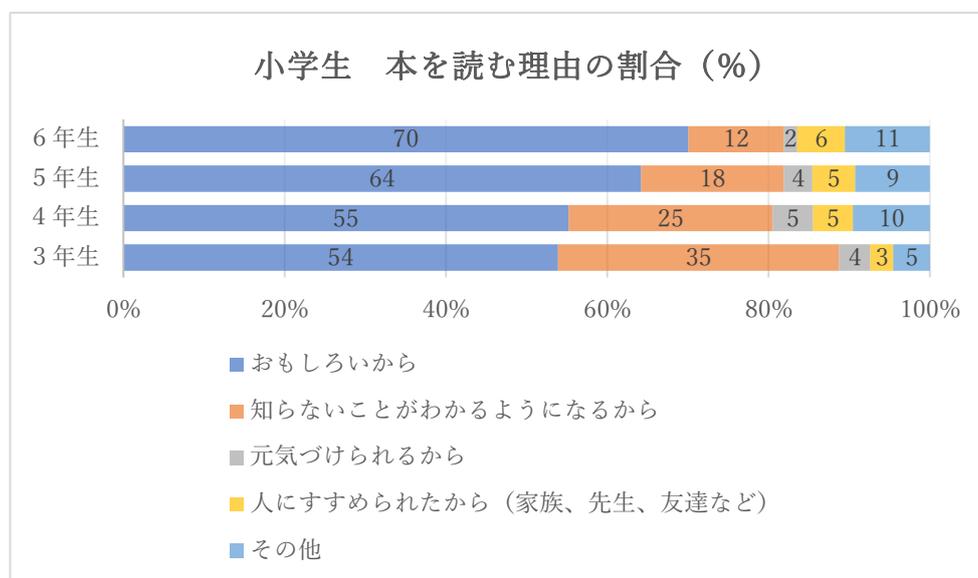
「ほとんど読まない」と回答した児童・生徒の割合は、小学生では約10%、中学生では約23%と10ポイント以上の差が生じている。小学生よりも中学生の方が読書をしない(できない)割合が高いということが判明した。



(設問3 で「一週間」または「一か月間に数冊読む」と答えた児童・生徒)

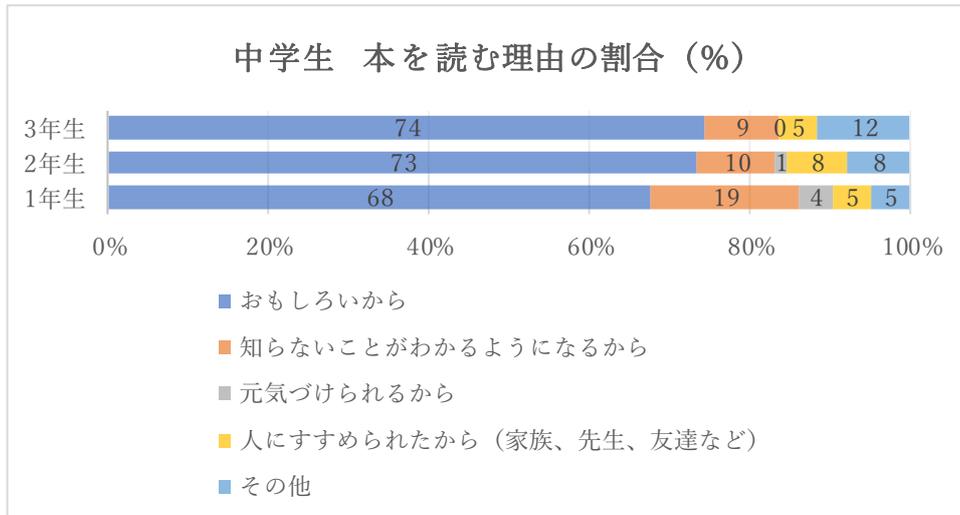
設問4 あなたが本を読む理由はなんですか。

学年が進むにつれ、本を読む理由として「知らないことがわかるようになるから」が減少し、「おもしろいから」が増加している。読書の目的が、知識を得ることから、楽しむことに変化しているようである。



< 「その他」と回答した主な内容 (小学生) >

- ・ 保育園の時から本がすきで読んでいるから
- ・ 感情が豊かになるから
- ・ 塾のテストなどで役に立つから
- ・ 物語の中の世界を想像して楽しめるから
- ・ 知らない言葉がわかるようになるから
- ・ 本の世界に入りこんで冒険するのが楽しいから
- ・ 読むとよく寝れるし飽きないから
- ・ 本の主人公をお手本にできるから
- ・ 心を沈めたり落ち着かせたりしたいから
- ・ 学習したことについてもっと知りたいときや復習したいときなどに読む
- ・ 表紙などから物語を考えるのが楽しいから
- ・ 自分の世界が広がるから
- ・ 母が寝るとき読んでくれるから
- ・ 自分と違う人と本の中で話せたり、行ったことのない場所まで行けるから
- ・ 本の人物になりきれるのが楽しい
- ・ 家に本がたくさんあるから
- ・ 想像力が働かされるし、ワクワクするから。
- ・ 姉が読んでいておもしろそうだったから



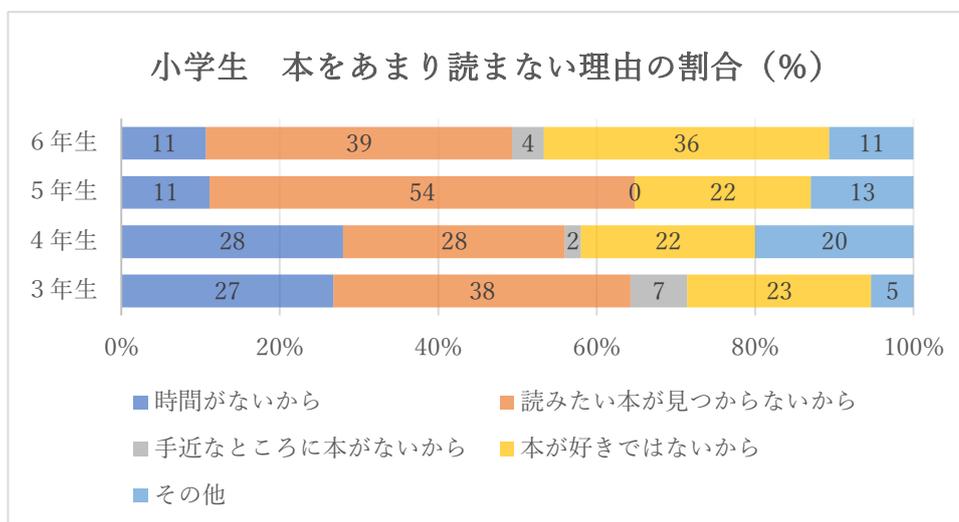
< 「その他」と回答した主な内容 (中学生) >

- ・ 現実逃避
- ・ 小説の世界に潜り込めるから
- ・ 暇つぶしになるし、語彙力向上にも繋がり、なにより読んでいて楽しいから
- ・ 好きな作家さんの本が好きだから
- ・ 見識を広げたい。難しい漢字を見つけてみたいから
- ・ 他の人が考える世界に触れて、ワクワクするから
- ・ 勉強に使えるから
- ・ 勉強や学校のことから気を取りなおせるから
- ・ 楽しみながら読解力が身につくし、世界が広がるし、言葉が好きだから
- ・ 習慣になっているから。本を勧めてくれた人のことを知ることができるから
- ・ 物語の構成、登場人物像などの人柄、ミステリーの場合のトリックを考えることが大好きだから
- ・ 自分の知らない世界を見ることができるから
- ・ 好きな漫画の小説だと、漫画の中では出てこなかった物語などがあって面白いから

(設問3 で「年に数冊」または「ほとんど読まない」と答えた児童・生徒)

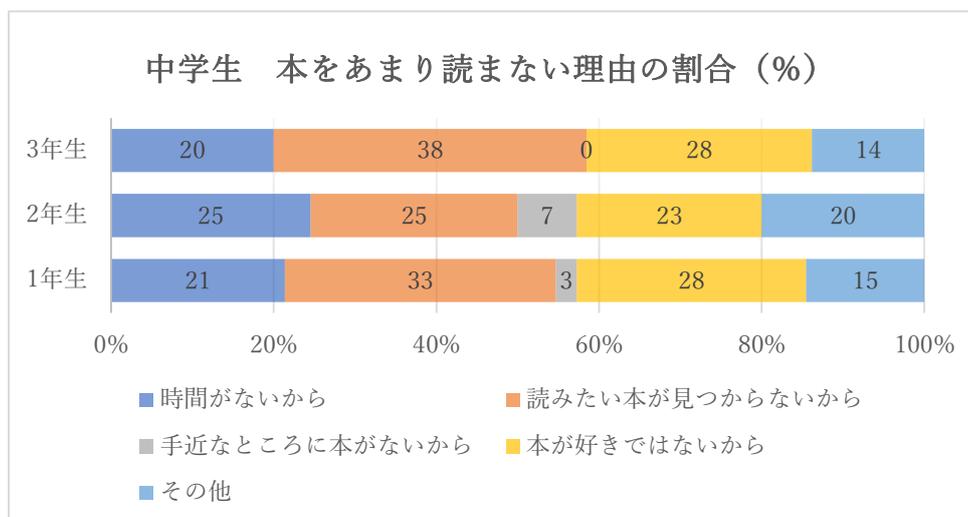
設問5 あなたがあまり本を読まない理由はなんですか。

小・中学生とも「読みたい本が見つからないから」が、最も多い理由となっている。このことから、本の情報を提供することで読みたい本が見つかり、読書をする児童・生徒が増える可能性があると思われる。



< 「その他」と回答した主な内容 (小学生) >

- ・本が家にあまりないから
- ・読んでる途中ですぐに飽きちゃうから
- ・漫画しか読まないから
- ・運動がしたいから
- ・字が多くて読む気にならないから
- ・本よりゲームのほうが楽しいから
- ・外で遊ぶことが好きだから
- ・文字を読むのが苦手だから



< 「その他」と回答した主な内容（中学生） >

- 漫画や新聞、雑誌を読むから
- 読むのが大変だから
- あまり漢字が読めないし、集中力がないから
- 本を読むより楽しいことがたくさんあるから
- 文字が多すぎて読む気になれないから
- 他にやりたいことがあるから
- 漫画の方が好きだから
- 色々な種類の本じゃなくて、同じ本を繰り返し読むことが多いから
- すぐに飽きてしまうから
- 長い本だと途中で読むのを諦めてしまったり、めんどくさくなるから
- 視力が悪くなりそうだから。本が好きではないから
- 集中力が続かないから
- スマホの使用時間が多いから
- 活字を読むのが苦手だから
- 一冊に時間をかけて読んでいるから
- スポーツとかゲームをしているから

第四次国立市子ども読書活動推進計画

令和6（2024）年4月発行

発行：国立市教育委員会 教育部図書館
くにたち中央図書館

〒186-0003 東京都国立市富士見台 2-34
電話 042-576-0161
<https://www.library-kunitachi.jp>